

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
<u>被保険者</u>	船員法(昭和22年法律第100号)に規定する船員として船舶所有者に使用される者 ＜第17条＞	適用事業(=労働者が雇用される事業)に雇用される労働者 ＜第4条＞	
<u>適用範囲</u>	① 国又は地方公共団体に使用される者で恩給法の適用を受けるもの ＜第17条＞ ② 共済組合の組合員 ＜第15条、第15条ノ2＞ ③ 2月以内の期間を定めて使用される者	① 国、都道府県、市町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令等に基づいて支給される諸給与の内容が求職者給付等の内容を超えると認められる者。 ② 短時間労働者(=1週間の所定労働時間が30時間未満である者)であって、短期雇用特例被保険者(=季節的に雇用される者及び1年未満の雇用に就くことを常態とする者)に該当するもの(日雇労働被保険者に該当する者を除く。) ③ 日雇労働者(=日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者)であって、日雇労働被保険者(適用区域に居住して適用事業に雇用される者等)に該当しないもの。 ④ 4月以内の期間を予定する季節的事業に雇用される者 ⑤ 船員保険の被保険者 ⑥ 65歳到達日以後に雇用される者(65歳到達日の前日から引き続き使用される者を除く。)	○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)は、60歳を下回る定年の定めを禁止するとともに、65歳未満の定年を定める事業主に対して65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるように努める義務を課しているが、船員については、適用を除外。 ○ 特別支給の老齢厚生年金(定額部分及び報酬比例部分)の支給開始年齢については、 ① 第1種被保険者(男子)に関しては、平成13~37年度の間に60歳から65歳へ段階的に引上げ ② 第2種被保険者(女子)に関しては、平成18~42年度の間に60歳から65歳へ段階的に引上げ ③ 第3種被保険者(船員等)に関しては、平成13~42年度の間に55歳から65歳へ段階的に引上げ
<u>適用除外等</u>	＜第33条ノ3＞	＜第6条＞	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
失業保険金(基本手当)	失業の認定	地方運輸局又は公共職業安定所に出頭して求職の申込 ＜第33条ノ4＞	公共職業安定所に出頭して求職の申込 ＜第15条＞	※雇用保険における被保険者期間とは 1. 短時間労働者以外の被保険者の場合 被保険者であった期間を離職の日からさかのぼって1ヶ月ごとに区切つて、区切られた1ヶ月の期間に賃金支払の基礎となった日数が14日以上ある月を被保険者期間の1ヶ月として計算し、13日以下のときは、被保険者期間に含めない。
	受給資格	離職の日以前の1年の間に、被保険者であった期間(前ページ③～⑥に該当する船員として使用された期間は除く)が通算して6ヶ月以上であること。 ＜第33条ノ3＞	離職の日以前の1年(この間に短時間労働被保険者であった期間がある被保険者についてはその期間を加算)の間に、被保険者期間(※)が通算して6ヶ月以上であること。 ＜第13～14条＞	2. 短時間労働者の場合 短時間労働者であった期間については、休みなく就労しても賃金支払基礎日数が14日満たない月が生じやすいため、区切られた1ヶ月の期間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月を被保険者期間の2分の1ヶ月として計算する。
	給付基礎日額(賃金日額)	被保険者期間の最後の月及びその前月における標準報酬日額を平均した額 ＜第33条ノ9＞	算定対象期間(=離職日以前1年間)を被保険者期間として計算された最後の6月に支払われた賃金の総額を180で除した額 ＜第17条＞	○ 雇用保険における基本手当日額が賃金日額の50%～80%であるため、船員保険における失業保険金日額の下限を標準報酬日額の下限(3,270円)の80%に設定。
	給付	給付基礎日額が、 ・4,333円未満の場合 給付基礎日額に対応する標準報酬日額(3,270円を下限とする。)の80%を支給。 ⇒失業保険金の下限額は <u>2,620円</u>  ・4,333円以上12,333円未満の場合 給付基礎日額に対応する標準報酬日額の遞増に応じて、80%から50%の範囲で遞減された額を支給。	賃金日額が、 ・4,160円未満の場合 賃金日額(2,110円を下限とする。)の80%を支給。 ⇒基本手当の下限額は <u>1,688円</u>  ・4,160円以上12,060円未満の場合 賃金日額の遞増に応じて、80%から50%の範囲で遞減された額を支給。	○ 船員保険における屈折点・上限は、雇用保険の屈折点・上限における賃金日額に対応する船員保険の給付基礎日額の区分を特定することにより決定されている(基本的に雇用保険並び)。 (80%の屈折点を例にとると、雇用保険の賃金日額4,160円であり、これに対応する船員保険の給付基礎日額の区分は4,067～4,333円なので、船員保険の屈折点が4,333円に設定されている。)
	失業保険金(基本手当)の額の算定	・12,333円以上の場合 給付基礎日額に対応する標準報酬日額の50%を支給。  ※標準報酬日額の上限額 ・30歳未満 <u>12,670円</u> ・30歳以上45歳未満 <u>14,670円</u> ・45歳以上60歳未満 <u>15,670円</u>  ＜第33条ノ9に基づく告示＞	・12,060円以上の場合 賃金日額の50%を支給。  ※賃金日額の上限額 ・30歳未満 <u>12,990円</u> ・30歳以上45歳未満 <u>14,430円</u> ・45歳以上60歳未満 <u>15,870円</u> ・60歳以上65歳未満 <u>15,370円</u>  ＜第16～18条＞	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付 失業保険金 (基本手当)	所定給付日数	<p>①一般の離職者(②、③を除く。)          算定基礎期間(=船員として引き続き同一の船舶所有者に使用された期間)が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1年未満である場合:50日</li> <li>○1年以上10年未満である場合:90日</li> <li>○10年以上20年未満である場合:120日</li> <li>○20年以上である場合:150日</li> </ul> <p>②障害者等の就職困難者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○45歳未満の者          算定基礎期間が、            ・1年未満である場合:110日            ・1年以上である場合:300日</li> <li>○45歳以上60歳未満の者            ・1年未満である場合:110日            ・1年以上である場合:360日</li> </ul> <p>③特定受給資格者(倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者であって、原則として算定基礎期間が1年以上の者。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○30歳未満          算定基礎期間が、            ・1年未満である場合:50日            ・1年以上5年未満である場合:90日            ・5年以上10年未満である場合:120日            ・10年以上20年未満である場合:180日</li> <li>○30歳以上35歳未満          算定基礎期間が、            ・1年未満である場合:50日            ・1年以上5年未満である場合:90日            ・5年以上10年未満である場合:180日            ・10年以上20年未満である場合:210日            ・20年以上:240日</li> </ul>	<p>①一般の離職者(②、③を除く。)          算定基礎期間(=引き続き同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間)が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○10年未満である場合:90日</li> <li>○10年以上20年未満である場合:120日</li> <li>○20年以上である場合:150日</li> </ul> <p>②障害者等の就職困難者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○45歳未満の者          算定基礎期間が、            ・1年未満である場合:150日            ・1年以上である場合:300日</li> <li>○45歳以上65歳未満の者            ・1年未満である場合:150日            ・1年以上である場合:360日</li> </ul> <p>③特定受給資格者(倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者であって、原則として算定基礎期間が1年以上の者。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○60歳未満は算定基礎期間が1年未満である場合(90日)を除き、船員保険と同じ。</li> </ul>	<p>○ 船員保険において算定基礎期間が1年未満である場合の所定給付日数を50日としているのは、雇用保険において短期雇用特例被保険者に係る特例一時金の額を基本手当の日額の50日分としていることに準じたもの。</p>

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
失業保険金（基本手当）	所定給付日数	<p>○35歳以上45歳未満 算定基礎期間が、 ・1年未満である場合:50日 ・1年以上5年未満である場合:90日 ・5年以上10年未満である場合:180日 ・10年以上20年未満である場合:240日 ・20年以上:270日</p> <p>○45歳以上60歳未満 算定基礎期間が、 ・1年未満である場合:50日 ・1年以上5年未満である場合:180日 ・5年以上10年未満である場合:240日 ・10年以上20年未満である場合:270日 ・20年以上:330日</p>	<p>○60歳以上65歳未満の者 算定基礎期間が、 ・1年未満である場合: 90日 ・1年以上5年未満である場合: 150日 ・5年以上10年未満である場合: 180日 ・10年以上20年未満である場合: 210日 ・20年以上である場合: 240日</p>	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

	船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
	広域延長給付 なし	その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難である地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、当該計画に基づく広範囲にわたる職業紹介活動を行わせた場合、所定給付日数を超えて90日を限度として基本手当を支給する。 <第25条>	
	広域求職活動費 なし	公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、求職活動に通常要する費用として、鉄道費、船賃及び車賃を支給する。 <第59条>	
給付	<p>&lt;技能習得手当&gt;  <input type="radio"/>受講手当          失業保険金の受給資格を有している者が地方運輸局又は公共職業安定所の長の指示で職業補導所において職業補導を受けた場合          1日につき、500円(離職の日において35歳以上60歳未満であり、算定基礎期間が3年以上である特定受給資格者が平成15年5月1日から平成20年3月31日までの間に職業補導を受けた場合は700円)支給する。</p> <p>&lt;通所手当&gt;          受給資格者の住所又は居所から職業補導所への通所に要する運賃等の額(1か月につき、42,500円を上限とする。)を支給。</p> <p>&lt;寄宿手当&gt;          職業補導を受けるために扶養家族と別居して寄宿したときに、1か月につき、10,700円支給する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;第33条/15&gt;</p>	<p>&lt;技能習得手当&gt;  <input type="radio"/>受講手当          基本手当の受給資格を有している者が公共職業安定所の長の指示で公共職業訓練等を受けた場合1日につき、500円(離職の日において35歳以上60歳未満であり、算定基礎期間が3年以上ある特定受給資格者が平成15年5月1日から平成20年3月31日までの間に公共職業訓練等を受けた場合は700円)支給する。</p> <p>&lt;通所手当&gt;          受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設への通所に要する運賃等の額(1か月につき、42,500円を上限とする。)を支給。</p> <p>&lt;寄宿手当&gt;          公共職業訓練等を受けるために扶養家族と別居して寄宿したときに、1か月につき、10,700円支給する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;第36条&gt;</p>	
	福祉事業としての就職促進手当(=技能習得手当及び寄宿手当)  失業保険金の受給資格を有しない者が職業補導所において職業補導を受けた場合1日につき、500円支給する。(船舶所有者全額負担)	なし	<input type="radio"/> 平成3年度以降、福祉事業としての就職促進手当を支給した実績はない。

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
就業促進手当				
就業手当		<p>① 1年を超えない就業形態で就業を開始したこと等。</p> <p>② 失業保険金の支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日(被保険者期間が1年未満の者にあっては、25日)以上であること。</p> <p>③ 離職が自己の都合によるものでないこと。</p> <p>④ 離職前の船舶所有者に再び雇用されたものでないこと。</p> <p>⑤ 待期期間を経過した後雇用されたこと又は事業を開始したこと。</p> <p>⑥ 雇入することを求職の申込をした日前に約した船舶所有者又は事業主に雇用されたものでないこと。</p>	<p>① 1年を超えない就業形態で就業を開始したこと等</p> <p>② 基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上であること。</p> <p>③ 自己による重大な過失又は自己都合により退職した場合であって待期期間終了後1ヶ月以内に就職した者については、公共職業安定所等の紹介による就職であること。</p> <p>④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。</p> <p>⑤ 待期期間が経過した後職業に就き、又は事業を開始したこと。</p> <p>⑥ 雇用することを求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと。</p>	○ 失業保険金の支給残日数に係る支給要件の相違は、算定基礎期間が1年未満である場合の所定給付日数の相違によるもの。
支給要件		<第33条ノ15ノ2第1項第1号、規則第48条ノ11ノ2>	<第56条の2第1項第1号イ、規則第82条第1項>	
給付額の算定		<p>就業日1日につき、失業保険金日額の30%を支給する。  ※失業保険金日額の上限額 6,030円</p> <p>&lt;第33条ノ15ノ2第3項第1号&gt;</p>	<p>就業日1日につき、基本手当の日額の30%を支給する。  ※基本手当の日額の上限額  60歳未満 6,030円  60歳以上65歳未満 4,864円</p> <p>&lt;第56条の2第3項第1号&gt;</p>	

## 船員保険の失業部門と雇用保険制度との比較

		船員保険法(昭和14年法律第73号)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)	備 考
給付 就業促進手当	再就職手当	<p>支給要件</p> <p>① 一年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いたこと。          ② 失業保険金の支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日(被保険者期間が1年未満の者にあっては、25日)以上あること。          ③ 離職が自己の都合によるものでないこと。            ④ 離職前の船舶所有者に再び雇用されたものでないこと。          ⑤ 待期期間を経過した後雇用されたこと又は事業を開始したこと。          ⑥ 履入することを求職の申込をした日前に約した船舶所有者又は事業主に雇用されたものでないこと。  &lt;第33条ノ15ノ2第1項第2号、規則第48条の11ノ2&gt;</p>	<p>① 一年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就いたこと。          ② 基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上であること。            ③ 自己による重大な過失又は自己都合により退職した場合であって待期期間終了後1ヶ月以内に就職した者については、公共職業安定所等の紹介による就職であること。          ④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。          ⑤ 期間が経過した後職業に就き、又は事業を開始したこと。          ⑥ 就職することを求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと。  &lt;第56条の2第1項第1号口、規則第82条第2項&gt;</p>	<p>○ 失業保険金の支給残日数に係る支給要件の相違は、算定基礎期間が1年未満である場合の所定給付日数の相違によるもの</p>
	給付額の算定	<p>失業保険金日額に支給残日数(45日未満の場合にあっては、45日)の30%を乗じた額を支給する。  ※失業保険金日額の上限額 6,030円  &lt;第33条ノ15ノ2第3項第2号&gt;</p>	<p>基本手当日額に支給残日数の30%を乗じた額を支給する。  ※基本手当日額の上限額  60歳未満 6,030円  60歳以上65歳未満 4,864円  &lt;第56条の2第3項第1号&gt;</p>	
	常用就職支度手当	なし	<p>&lt;支給要件&gt;  身体障害者、知的障害者、(雇用対策法に基づく)再就職援助計画の対象となる45歳以上の者等の就職困難者が安定した職業に就いた場合に支給する。</p> <p>&lt;給付額の算定&gt;  基本手当の日額等に90日(原則として所定給付日数の支給残日数が90日未満である場合には、支給残日数に相当する数(その数が45日を下回る場合は45日))×30%を支給する。</p> <p>&lt;第56条の2第1項第2号、第56条の2第3項第3号、規則第82条の3第2項、規則第83条の2&gt;</p>	<p>○ 船員保険において常用就職支度手当を創設しないのは、船舶所有者が心身の障害により作業を適正に行うことができない船員を作業に従事させてはならない旨の船員法の規定があること等にかんがみたもの。</p>